

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月24日
【会社名】	シノプシス・インク (Synopsys, Inc.)
【代表者の役職氏名】	副法律顧問兼秘書役補佐：エリカ・ヴァルガ・マッケンロー (Erika Varga McEnroe, Deputy General Counsel and Assistant Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州 マウンテンビュー、 イースト・ミドルフィールド・ロード690 (East Middlefield Road 690, Mountain View, CA, 94043, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 高 橋 謙
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28F ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡 邊 大 貴
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28F ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	なし

注(1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=110.98円の換算率(平成30年1月23日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場仲値)により換算されている。

注(2) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 1 【提出理由】

2017年11月2日、シノプシス・インク（以下「当社」という。）は、当社が株式非公開会社であるブラック・ダック・ソフトウェア・インク（以下「ブラック・ダック」という。）を取得することに合意する最終契約を締結した。かかる取得は2017年12月11日に完了した。結果として、ブラック・ダックは当社の完全子会社となった（以下「本異動」という。）。

したがって、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定により本臨時報告書を提出するものである。

## 2 【報告内容】

## (1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ブラック・ダック・ソフトウェア・インク (Black Duck Software, Inc.)
本店の所在地	米国01803-5061、マサチューセッツ州、バーリントン、ディストリクト・アベニュー800、スイート201 (800 District Ave., Suite 201, Burlington, MA 01803-5061)
代表者の氏名	最高経営責任者 ロー・シップレイ (Lou Shipley, Chief Executive Officer)
資本金	本異動は、米国証券取引委員会に提出される臨時報告書（Form 8-K）第2.01項に対するインストラクション4及びレギュレーションS-Xの第11-01(b)項に定められる米国証券法に基づき開示が求められる重要性基準を満たさなかった。そのため本情報は非開示とする。
純資産の額	本異動は、米国証券取引委員会に提出される臨時報告書（Form 8-K）第2.01項に対するインストラクション4及びレギュレーションS-Xの第11-01(b)項に定められる米国証券法に基づき開示が求められる重要性基準を満たさなかった。そのため本情報は非開示とする。
総資産の額	本異動は、米国証券取引委員会に提出される臨時報告書（Form 8-K）第2.01項に対するインストラクション4及びレギュレーションS-Xの第11-01(b)項に定められる米国証券法に基づき開示が求められる重要性基準を満たさなかった。そのため本情報は非開示とする。
事業の内容	オープンソース・ソフトウェアの保護及び管理のための自動化ソリューションの提供

最近3年間に終了した各事業年度の収益、税引前利益及び当期純利益

本異動は、米国証券取引委員会に提出される臨時報告書（Form 8-K）第2.01項に対するインストラクション4及びレギュレーションS-Xの第11-01(b)項に定められる米国証券法に基づき開示が求められる重要性基準を満たさなかった。そのため本情報は非開示とする。

提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

本異動は、米国証券取引委員会に提出される臨時報告書（Form 8-K）第2.01項に対するインストラクション4及びレギュレーションS-Xの第11-01(b)項に定められる米国証券法に基づき開示が求められる重要性基準を満たさなかった。そのため本情報は非開示とする。

## (2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

製品提供及び顧客範囲を広げることにより、ソフトウェア保護市場におけるシノプシスの企業努力を強化する目的。

## (3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

547百万米ドル（60,706百万円）

以上